

令和2年度第2回宮城県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 令和2年9月9日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 出席委員13名，欠席委員2名
- 4 議事内容

議事 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の中間案について

- 議事 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の中間案について

【栗原由紀子会長】

それでは，しばらくの間，議長を務めさせていただきます。委員の皆様よろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事は，宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の中間案についてとなっております。事務局から説明をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

それでは，事務局から資料について御説明させていただきます。

前回の審議会では，両計画案の「素案」について御審議をいただきました。いただいた御意見とその後追加いただいた御意見を踏まえて，「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）《中間案》」を策定いたしましたので御審議をいただきたいと存じます。なお，先程部長が御挨拶で申し上げましたとおり，今回の「中間案」につきましては10月の県議会の環境福祉委員会での報告や，パブリックコメントの実施，県内の関係団体との意見交換会を行うことで幅広く御意見を伺う予定としております。

それでは，宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）について御説明をさせていただきます。資料につきましては，「資料3」「中間案」と書かれたものを用いて御説明をさせていただきます。なお，説明の中で，「宮城県消費者施策推進基本計画」については「基本計画」，「宮城県消費者教育推進計画」については「教育計画」と略して述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず，「資料1」を御覧いただけますでしょうか。「資料1」につきましては，前回の審議会とその後追加いただいた御意見への対応状況についてまとめたものでございます。後ほど「資料3」の中間案と照らし合わせながら御覧いただければと思います。

それから「資料2」でございますけれども，こちらは「基本計画（第4期）の中間案の概要をまとめたものでございます。こちらは前回から特に変更はございません。そして次に「資料3」の1ページ目をお開きいただきたいと思います。「第1 計画の策定の趣旨」でございますけれども，アンダ

ーラインがたくさん引かれておりますが、この趣旨につきましては御意見として「第3期基本計画に比べて簡素な記載となっているが、もっと具体的に記載した方がよいのではないか」との御意見をいただきました。それにつきましては、第2段落以降でございますけれども、高齢化の進行やデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの社会環境の変化への対応、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大防止のための取組の必要性、SDGsへの対応などを追記いたしまして、環境の変化や新たな課題に対応するために、第4期基本計画策定をするにあたって留意すべき点について具体的に記載しております。

次に、「資料3」の5ページをご覧ください。「外国人を当事者とする相談について、トラブル自体が少ないのか、トラブルはあるが相談に結びついていないのか」との御質問をいただきました。5ページ目のアンダーラインの部分、「外国人本人が消費者トラブルに遭っているという自覚がない、あるいは相談窓口を知らないといったことが原因で問題が表面化していないことも考えられることから、実態を正確に把握するため、各機関との連携を強化する必要がある」という点について記載しております。

また、その下のグラフですけれども、「外国人宿泊者数」の推移とともに、「県内の在留外国人者数」の推移についても表を追加しております。

6ページでは「エシカル消費について注釈が必要ではないか」との御意見をいただきましたので、説明を追記しております。

次に、12ページから13ページのアンダーラインを引いたところをご覧ください。数字がいくつか見られますが、こちらは、取組の成果について記載したところですが、「成果について、データでの裏付けがあるとよいのではないか」という御意見をいただきましたので、消費生活読本の作成部数や法律授業の実施対象人数、出前講座の実施回数など、数値的な成果について追記しております。

16ページをご覧ください。「消費者志向経営について、具体的内容を明らかにした方がよいのではないか」との御指摘をいただきましたので、「消費者志向経営」の説明を追加で記載しております。

20ページをご覧ください。真ん中より上のところですが、見え消し線とアンダーラインを引いた箇所がございます。今回はカスタマーハラスメントについて記載しておりましたが、「社会問題であると明確に記載する数字的根拠があるのか。カスタマーハラスメントは消費者に対する教育や啓発で解決される問題ではないのではないか」との御意見をいただきました。そもそもカスタマーハラスメントが社会問題になっているというエビデンスがあるのかということですが、御指摘のとおり、カスタマーハラスメントについては、まだ明確な定義がなく、社会問題であるという状況までにはないという結論に至りましたので、「カスタマーハラスメント」の文言は削除いたしました。しかし、「消費者市民社会」の実現に向けて、モラルとマナーを備えた市民として行動する消費者の育成は必要であるといった部分を、強調した記載に修正しております。

21ページをご覧ください。前回、「電話以外のSNS等を活用した相談受付体制について検討していく必要がある」との御意見をいただきました。

21ページの2段落目、「また」からの部分になりますが、「メール等を活用した消費生活相談体制

の構築」についての記載を追記しております。また、下の具体的取組を示す表の「(1) 消費生活相談体制及び相談機能の充実」の中を取組事項として、「②様々な媒体を活用した消費生活相談体制の構築」について追加しております。

27 ページをご覧ください。27 ページからは、第 4 期基本計画に関連する施策取組一覧を記載しております。前回の審議会では、第 3 期基本計画時のものを記載しておりましたが、新たに整理したものを記載しております。

具体的な説明は割愛させていただきますが、28 ページをお開きいただきますと、下から 3 行目のアンダーラインを引いているところですが、「災害発生時の迅速で正確な情報提供」について追記しております。

31 ページでは、「②教職員や保護者等の求めに応じた研修会等への講師派遣の支援」や「③学生・サポーターの認定・活用」を追加しております。

32 ページは「②様々な媒体を活用した消費生活相談体制の構築」で電話や対面のみでなく、メール等による相談受付体制の検討などの必要性があることから、項目を追加しております。

そして 34 ページですけれども、「エンカル消費についての普及啓発」、(2) の人や社会に配慮した消費行動の推進として、「障害者の工賃向上支援事業」、「食育・地産地消推進事業」についての取組項目を追加しております。また、(3) の③として、漁業認証や森林認証の取得支援についての項目を追加しております。

少しページをお戻りいただきますが、19 ページから 22 ページまでにつきましては、4 つの施策と推進について数値目標を設定してございます。例えば 19 ページの一番下をご覧くださいと、まず、「消費生活の安全・安心確保に向けた定期的な立入検査等」の検査数約 28,000 件を目標値同水準として設定したいと考えております。

20 ページから 22 ページまでをご覧ください。これらはまだ調整中のものもございませけれども、令和元年度の実績ですとか、これから新しく取り組もうとしている内容などを踏まえて目標値を設定したものでございます。「第 4 期基本計画中間案」についての説明は以上となります。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

続きまして、「宮城県消費者教育推進計画」について説明いたします。

「資料 4」と「資料 5」が「教育計画」の資料となっております。「資料 4」は、計画の概要となっております。説明は省略いたしますので、後ほど御確認願います。「資料 5」 「宮城県消費者教育推進計画（第 2 期）《中間案》」が第 2 期教育計画「中間案」の本体となります。

「基本計画」と同様、「資料 1」と合わせてご覧いただき、審議会での御意見への対応状況を中心に、主な部分を説明いたします。

「資料 5」の目次をご覧ください。「第 3 章 消費者教育推進の基本方針」とあります。「素案」では「重点事項」としておりましたが、「基本方針」に改めました。「教育計画」では、これまでは上位に重点事項があり、その下に施策があるという体系になっていた一方で、「基本計画」は、基本理念の下に 4 つの施策があり、さらに施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む重点的取組

という構成になっていました。両計画で「重点」という用語の使い方に相違があるため、分かりにくくなっていたことから、「教育計画」において、「重点事項」を「基本方針」に改めたものです。

同じく目次の「第4章」をご覧ください。「第4章」は、各施策と具体的な取組を記載しております。「素案」では、「施策1」の内容を「第1節」、「施策2」の内容を「第2節」という具合に記載しておりましたが、シンプルに「施策」という表現に改めました。

次に3ページをご覧ください。「高齢者からの相談割合と高齢者人口との関係を検証してはどうか」との意見があり、高齢者からの相談割合と本県の高齢化率の関係を整理しました。

8ページをご覧ください。「地域安全確保連絡協議会や消費者教育推進地域協議会の設置について課題としてしてはどうか」との意見をいただきました。協議会の設置は、法律上、義務ではなく、今後各市町村の意向を確認して調整する必要があるため、具体的な数値目標は掲げておりませんが、協議会の設置も含め、既存のネットワークの活用など関係機関の連携強化に努めてまいります。

最近の例としては、富谷市の高齢者関係の協議会に、私ども消費生活・文化課がオブザーバー会員として参加することとなりました。「地域安全確保連絡協議会」の設置までには至らないものの、既存の枠組みを活用した連携強化に取り組んでいるところです。

9ページをご覧ください。「高齢者の被害増加に関連し、家庭での取組を進めるには工夫が必要との記載があるが、その意図は何か」との御質問をいただきました。家庭での取組には限界があることから、地域包括支援センターをはじめ様々な機関の協力が必要である旨を追記しております。

10ページをご覧ください。「施策2」の「1 行政・教職員への取組」について、現計画では「学校教職員等」が独立して記載されているが、素案では独立した区分となっていないとの御意見をいただきました。今後、成年年齢引下げなど教職員向けの取組が重要となってくることから、御意見を踏まえ、「消費生活相談員・行政職員等」と「学校教職員等」に区分し、「学校教職員等」を独立させました。

12ページをご覧ください。「4 事業者に対する取組」とあります。「素案」では「職域への取組」としておりましたが、委員から「教育計画における事業者の位置付けを明らかにすべきである」といった意見や、「職域での取組という記載が、事業者向けの教育なのか、従業員向けの教育なのか明確にすべきである」との御意見をいただきましたことから、この項目を事業者に対する取組に特化して取りまとめました。

なお、消費者としての従業員向けの取組については、9ページの「職域での取組」として整理し、区分しております。

19ページの「第3章」をご覧ください。先程説明しましたとおり、現計画では「重点事項」としてありますが、5つの「基本方針」に改めております。また、各基本方針に記載しております具体的な取組の例示について、各委員の皆様からの御意見を反映しております。

21ページの「第4章」をご覧ください。「(1) 学校教育期での取組」について多くの御意見をいただきました。主な意見としては、成年年齢引下げに関して、「具体的な施策の充実」や「大学や専門学校での取組の強化」等の意見をいただきました。また、「教育教材の改善・充実」や「オンラインを活用した授業」等についても御提案をいただいております。いただいた御意見を踏まえ、各学

校段階での〈具体的な取組事項〉に反映いたしました。また、計画への反映だけでなく、現状の取組においても、前回の審議会以降、成年年齢の引下げについて、副読本の改訂作業や、高校向けのポスターの作成と配布に取り組んでいるほか、来月から、県消費生活センターの情報紙「みやぎの消費生活情報」を全ての県立高校に配布する予定であることを申し添えます。

26 ページをご覧ください。「(2) 地域での取組」について、各委員から「デジタルコンテンツに関する消費者被害防止という観点を盛り込むべきではないか」、「高齢者のスマホ利用も増加しており、SNSを活用した積極的な情報提供に取り組むべきではないか」といった御意見や、「コロナ禍という状況も踏まえオンラインでの取組を進めていく必要がある」との御意見をいただきました。こちらにも〈具体的な取組事項〉に反映したほか、消費生活センターのフェイスブックを7月に開設し情報提供に努めております。さらに一部の会議については、オンライン方式での開催を始めております。

さらに27 ページをご覧ください。高齢者対策についても様々な御意見をいただきましたので、〈具体的な取組事項〉に反映しております。

29 ページをご覧ください。先程、「第2章」で説明しましたとおり、「学校教職員」に関する取組を独立させています。また、各委員から「教員の研修機会の確保対策が必要ではないか。」という意見や、「成年年齢引下げへの対応として、担任教員によるホームルームでの伝達が効果的である」との意見をいただきましたので、取組に反映しております。

30 ページをご覧ください。「学生サポーターに関する具体的な記載が無い」との御意見をいただきましたので、活動内容等を記載しました。

31 ページをご覧ください。同じく「サポーター企業に関する具体的な記載が無い」との御意見をいただきましたので、追記しております。

以上、時間の関係で主な意見を紹介させていただきましたが、「資料1」に記載の全ての意見について、「中間案」に反映しております。

「第2期教育計画《中間案》」についての説明は以上となります。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありました2つの計画の「中間案」について、これから委員の皆様から御質問や御意見等を承りたいと思います。

御発言については、前回のような自由発言となりますとWEB会議では難しいかなと判断させていただきましたので、今回は委員名簿の順番でお1人につき3分程度の目安で御意見を伺いたいと思います。

それでは、今回WEBで出席していただいております佐藤委員からお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

【佐藤康仁委員】

それでは最初に意見を述べさせていただきます。

まず、「消費者施策推進基本計画」及び「教育推進計画」の「中間案」の作成ありがとうございます。

前回の審議会において出された、たくさんの意見等がとても良く反映しており、すごく良いものになっていると感じました。特に、「教育計画」の26ページや32ページでは、学生サポーターや友人など若い世代への情報発信や啓発活動の展開、地域包括支援センター、見守りを担う関係機関への情報提供を引き続き行うとともに、既存のネットワークの活用、消費者被害の未然防止や早期発見に努めるといったように、非常に具体的で効果的な形で記していただきましたので、大変良くなっていると思います。

全体として、すごく良くできたものになっていると思うのですが、何点か質問と確認をさせていただきたいと思います。

それでは「資料3 消費者施策推進基本計画」から確認させていただきます。まず1点目です。3ページの「第2章 第1 消費者行政を取り巻く現状」で、「また、65歳以上の単身高齢者世帯数も年々増加しており」という文章があるのですが、「121,355世帯」の後、カッコ書きで「12.2%」、そのあとも「16.9%」と書かれています。これについて、全世帯数に占める割合なのかを確認したいと思います。表を見ると、おそらくそうだろうと思うのですが、文章を読んでちょっとわからなかったのが確認です。

それから2点目ですが、14ページ下段の「第4 頻発する自然災害・新型コロナウイルスに対応した消費者施策の展開」についてですが、前回「自然災害等」となっていたものを、「自然災害・新型コロナウイルス」という形で、具体的に書いていただいたかと思うのですが、ここの本文の下から6行目に「こうした自然災害等の発生時には」とありますが、この「等」の中には、新型コロナウイルスのような「その他の感染症」も含めているのか。含めて良いのかなというところが気になりました。

それから3点目ですが、18ページの一番下にある「4つの重点的取組」の中の「重点的取組2」で、「高齢者の消費者被害の防止と救済」と記載されています。これは「高齢者や若年者の消費者被害の防止と救済」ではないかと思いますので御確認いただければと思います。「資料3」基本計画については以上です。

次に、「資料5」の教育推進計画について確認させていただきます。まず、説明いただいたように、全体としては「基本方針」や「施策」という形で表現を改めていただきまして、わかりやすくなっているかと思いますが、また「成年年齢の引下げを見据えた学校教育期における消費者教育」という観点を加えて、とても良く作っていただいたと感じています。ウィズコロナやアフターコロナを見据えたオンライン等の活用の推進等、新しい対応の記述も付け加えられ、とても良いと思ったのですが、1点だけ確認したいと思います。

「資料5」の11ページに「2 学生への取組」とあります。ただ、中身を見ると、一行目に「大学・専門学校」とあるので「学生」なのだと思うのですが、その後に「特に、社会における環境問題への関心は高く、高等学校においては」と書かれています。また、囲みの中の「循環型社会に貢献できる人材の育成」というところでも「高校における実践的な学習を展開した」と書かれています。

「学生」というところに「高校生」を含めてしまって良いのかなど。むしろこれだと「若者への取組」なのかなとも思いました。

30 ページのところでも、「学生への取組」があるのですが、こちらは「学生サポーターの活動」について書かれていまして、こちらとの関係を考えますと難しいところがあるのかなとは思いますが、若干表現が気になったところです。

私からは、以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

先生、1 点だけ確認させていただきたいんですけども、「基本計画」への御質問で、14 ページの「自然災害等」の話がありましたね。その「自然災害等」の「等」の意味がどういうことなのかという御質問なののでしょうか。それとも「自然災害等」の「等」というところに、新型コロナウイルス感染症も含めるのは疑問ですという先生の御意見でしょうか。

【佐藤康仁委員】

そうですね。「自然災害等」と言っても良いのかなという気がしないでもないのですが、第4の見出しを「頻発する自然災害等に対応した」としていたところから、「新型コロナウイルス感染症」を表に出して中黒で併記しているので、この表現のままで良いのかなと思いました。

【栗原由紀子会長】

わかりました。ありがとうございました。

そうしましたら、先生の御質問について、事務局の方から回答をよろしくお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

はい。御意見ありがとうございました。

まず、「基本計画」の3ページの12.2%の割合については、総世帯数に対する65歳以上の単身高齢者世帯数の割合でございます。本文中にいきなりカッコ書きでパーセンテージが出てると、何に対する割合なのか一見してわからないと思いますので、少し書きぶりを工夫したいと思います。ありがとうございます。

それから次に、14ページの、「自然災害等」のところですね。「新型コロナウイルス」という表題の方で頭出ししておいて、本文の方でくくっていることですね。

新型コロナウイルスの際にも、イソジンが効くと言えばイソジンが無くなったり、国内で生産しているはずのトイレットペーパーの買い占めといった事態があり、そうした事象を捉えておりましたが、まとめずに頭出しさせていただきたいと思います。

それから最後ですが、18ページの「4つの重点的取組」について御指摘ありがとうございます。2のところ「若年者」が抜けておりましたので、追記させていただきたいと思います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

「教育計画」につきましてですが、先生がおっしゃるとおり、11ページの「学生への取組」で、「学生」という言葉のタイトル、あるいは「県内に多くの大学・専門学校などが存在する」という部分については、次回までに表現を変えさせていただきたいと思います。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

「若年消費者」ということではなかったということですか。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

高校も入ってきますので、タイトルなり、もうちょっと工夫していこうと思います。

【栗原由紀子会長】

文言を考えていただくということで、よろしくお願いします。佐藤先生、よろしいでしょうか。

【佐藤康仁委員】

はい。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。それでは引き続きまして、光安委員の方から、御意見や御質問についてよろしくお願いします。

【光安理絵委員】

仙台弁護士会の光安でございます。前回提示された「素案」については、弁護士会の一定のメンバーで検討させていただきまして、県の方に「質問書」という文章を提出させていただきました。時間が短い中、早速反映させたものを「中間案」として提案していただきまして、御尽力に感謝申し上げたいと思います。

こちらとしては、新しく積極的に「素案」の改訂版である「中間案」に対して何か申し上げるというよりは、まず委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思っておりまして、どのような方向性で質問や意見を出させていただいたかということをお話差し上げまして、委員の皆様の御検討の一助にいただければと思っております。

「基本計画」については、前回、「計画策定の趣旨が第3期と比べて非常に実質的な記載になっていなかったのか、なぜでしょうか」という質問と、「趣旨はバックボーンとなるものに記載したほうがよいのではないかと申し上げておりましたところ、今回、新たに記載していただきましたので、他の委員の皆様にも、内容がこれで相応しいかどうか見ていただきたいと思います」と思っております。

「基本計画」の20ページのところですが、先ほどカスタマーハラスメントの記載のところ、意

見があって改訂したというお話がございました。もちろんその各論として、修正いただければと考えていたのはもちろんなんですけれども、決してカスタマーハラスメントが問題ではないということではありません。

意見を述べさせていただいた趣旨は、本来的には事業者と消費者というものが圧倒的にその情報力にも格差があって、圧倒的に立場の違う消費者が多いし、同じ数を保護していき、消費者を育成していくと、そういう中であってもそのカスタマーハラスメントというのは例外的な事象であるということなんです。カスタマーハラスメントは、その消費者が悪質なクレーマーと化していくわけですけれども、そこをわざわざ取り上げて問題ですよと言ってしまうのがどうなのか。立て付けとして、すっきりしないなと思うのです。

各論の問題というより、計画の方向性といいますか、弁護士会の検討メンバーでは「基本計画」の事業者の位置付けを気にしております、カスタマーハラスメントを入れることの疑問があり、このような意見を申しました。

細かいことを申し上げると、クレーマー化してしまった人を一生懸命教育したとしても、やはり一部の悪質なクレームは残るかもしれない、むしろその問題は労働問題に帰着するといいますか、消費者問題とは外れていると思います。カスタマーハラスメントに対応する従業員を、どのように守るかという労働問題に帰着するのではないかと思います。

ただ、質問になるんですけれども、弁護士会から話が出たのは、もしかしたらこのような記載をしてくださったのは、悪質クレーム対策法等が念頭にあったのか、あるいは消費生活相談員の方がすごくハラスメント的なものを受けて、困っておられるような事態があるのでしょうかということです。もし、相談員さんが困っているようなことがあるのであれば、また別枠で考えていかなければならないと思いますので、そのようなことが背景としてあるのであれば、教えていただけたらと思います。

話は戻りますが、「高齢者や若年者の消費者被害の防止の中で、障害者も被害者になるといった視点が欠けていると言いますか、記載が少ないのではないか」という意見を出しておりましたが、これについても、すぐ対応していただいて感謝申し上げます。

あとは、エシカル消費がよくわからないとか、そういったことも対応していただきましてありがとうございました。

同じように教育計画についても、「企業を巻き込んだ消費者教育」や、「事業者への教育機会の展開」、「消費者志向経営」というような文言が散りばめてありますが、「基本計画」と共通の疑問がありまして、「事業者の位置付けがよくわからないところがある」と意見を申しましたところ、これもまた整理をしていただきました。

皆様御指摘の成年年齢引下げへの対応についても、しっかりと更に厚くなってまいりました。今日の審議会までに間に合わなかった部分は、私ども弁護士会でも検討させていただきたいと思っております。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、光安委員からの御質問で、計画からは既に削除されておりますけれども、そもそもカスタマーハラスメントを出してきた意図について、事務局から何かございましたらどうぞよろしくをお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

なかなか、このような場で申し上げにくいところですが、県の相談員や職員が、県民の方から相談を受けたり、クレームを受けたりすることがあります。そうしますと、事業者が強くて消費者が弱者であるという構図というのは、本当なのだろうかという疑問を抱くこともあります。

やはり相談内容にしましても、これはもうハラスメントではないかというような事もありますし、お問い合わせいただいた方の対応自体も、なかなか普通ではないようなものもたくさんございます。やはりもう、消費者の有りようと言いますか、普及教育ということでやっておりますけれども、消費者自身が、自らの消費行動が社会に対してどのような影響をもたらすのかという視点でもって、モラルやマナーといったものも必要なはずですよということもありますし、現場から、普及していく必要があるのではないかとといった要請もございまして、「素案」においてはこのように書かせていただいていたところでした。

しかし、先生がおっしゃるところを考えますと、「消費者市民社会の実現に向けた取組」という形で再構成した方が良からうという結論に至りまして、今回このような記述になっております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。光安委員よろしいでしょうか。もう少し議論してから、計画に入れる時期を考えていくということでもよろしいのではないかと思います。ありがとうございました。そうしましたら引き続き鳥山委員の方から御意見をいただきたいと思います。鳥山委員もWEB参加ということなんですけども、先生、大丈夫でしょうか。

【鳥山泰志委員】

東北大学の鳥山でございます。計画については、大変まとまっているんじゃないかなと拝見して思いました。

やはり今回差し替えになった中で、若干いくつか気になることがありました。特に今、話題になったカスタマーハラスメントの件ですけれども、確かに従来的には強い事業者と弱い消費者という対立構造でいろいろ社会問題として考えられてきました。宮城県においては、事業者の設定は中小企業なんですかね。実際に弱い事業者は存在するわけですし、捨ててはならない視点だと考えております。

カスタマーハラスメントは一つの例示なんですけども、場合によって不適切だと考える人がいるということであれば、やはりこの表現を何とか工夫して、うまいこと思いが伝わるようになれば良いのではないかと思います。

そして、もう1点だけ意見させていただきたいと思います。「資料5」の「教育計画」の30ページでございます。ここは「学生サポーター」の話が掲載されております。

実は先日、東北大学の学生4名を連れて、宮城県庁を訪問させていただきまして、この辺を巡ってお話を進めさせていただくという機会をいただきましたので、御礼申し上げます。

私は大学の教員ですので、基本的に大学生にしか支援していないものですから、こんなものなのかなと思いつつ拝見していたのですが、学生に自主的主体的にサポーターとして活動してもらいたかったのは、社会に出る直前に実社会と関わり合いを持って消費者として、或いは消費者教育する側としていろいろ考えてもらって、成長してもらいたいという思いで、大学生を連れて参りました。

サポーターの主体は、全ての若い人達が大学を出てということではなく、高校生も自主的にということが十分に考えられると思いますし、高校生と大学生の連携というのも非常に重要になってくると思います。時間も無いということですので、私の方からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。そうしますと、「学生の取組」のところで、大学生だけではなくて高校生も含めてはどうかという御意見だったかと思うのですが、これについて事務局の方で回答をいただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

はい。先日、鳥山先生と東北大学の学生さんの対応をさせていただきまして、非常に貴重な機会をありがとうございました。学生さんと話をさせていただいた際、消費者教育については、高校時代の授業がとても心に残っているという意見を多くいただきました。

今のところ大学生を対象に考えていたところですが、今の御意見を踏まえまして、対象を高校生まで拡大することも考えていきたいと思っております。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。鳥山先生よろしいでしょうか。

【鳥山泰志委員】

はい。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

続きまして、菅原委員、御意見、御質問よろしくお願ひします。

【菅原幸弘委員】

菅原と申します。どうぞよろしく申し上げます。

事前に資料をいただきまして、こんな膨大な資料は大変だなと思いながらずっと読んでおりましたら、非常にわかりやすく、内容や取組等が非常によく見える資料だと思いました。前回の審議会では私はいなかったわけですけれども、前回の報告書的なものに、よく答えられていると思います。また、消費者市民社会や消費者志向経営などの言葉を見て、新しい世の中になっていると感じていたところでした。

通読しまして、特に疑問に思ったこと等を意見させていただきたいと思います。

「基本計画」の16ページ「目指すべき宮城県の姿」の「1 安全・安心な商品やサービスが提供される社会」ですけれども、このように事業者や消費者、行政の役割等が記載されておりますと、こういうことなんだろうと、ずっと読めたのですけれども、ずっと読めたものですから、何か足りないと感じるものがありました。

私達消費者は、安全安心な商品やサービス、業者さんが一生懸命工夫して作られた物で情報を得るわけなんですけれども、ただそれだけかなと思ひましてですね。

消費者の利益と言いますか、適正な価格で、十分に商品を選べる状態で提供していただくと消費者はちょっとでも良いのではないかと思いますし、そのような視点がどこかに読み取れないかなと探したのですが、見つからなかったのが気になったところです。

業者さんの市場競争といえますか、そのようなものを前提として、消費者の利益や横の連携も実現すると良いなというものがありますし、何かの形で盛り込めないものかなと思ったのが一つです。また、これに付随して、以下の施策体系にも反映するといったことをやっても良いのではないかと思います。これは感想です。

次に「教育計画」です。私は元々高校の教員で、今は特別支援学校にいますのでけれども、見ながら気づいたところをお願いしたいと思っております。

まず、22ページの「小学校」の取組ということで、令和2年度から新しい「学習指導要領」が導入されると記載があるのですが、これはいいんです。

23ページの「中学校」を見てみますと、3行目のアンダーラインを引いてる部分になりますが、「小学校」と同様に令和2年度と記載されています。しかし、中学校においては令和3年度導入だったと思います。ここは「小学校」の文章をそのままコピーしたのではないのでしょうか。

併せて、23ページ下の「高等学校」の、3行目に「学習指導要領」の記載がありますが、これは令和4年度の導入だったと思います。ただし、消費者教育については、今年度から新しい学習指導要領に沿って先行実施してよろしいことにもなっておりますので、どういう書き方が良いのかと思ったところでした。これが一つ目です。

二つ目は25ページの「特別支援学校」です。「学校教育期での取組」の全体を見ますと、「幼稚園・保育所・認定こども園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」ときて、「特別支援学校」ときていまして、「特別支援学校」も取り扱っていただいていたありがたいなと思っております。

そこで気づいたところですのでけれども、「特別支援学校」の本文の部分ですが、「小学校」や「中学

校」、「高等学校」と比べますと、「特別支援学校」にも先程お話した何年度に学習指導要領をやるといった記載を入れて、整えた方が良いと感じました。

その場合、「特別支援学校」は小学部、中学部、高等部とあって複雑ですし、それぞれ「小学校」、「中学校」、「高校」と同様に学生指導要領の導入年度が違いますので、文章が長くなる心配があります。しかしながら全体を考えますと、書きぶりを整えられた方が良いかなと思います。

下の囲み部分の「具体的な取組事項」についても、順番や表現方法を整えていただきたいと思いました。その中で、最初の丸では、「児童・生徒」について記載されているのですが、どうもよくわからない表現になっています。仮に、このように書き換えていただくことは可能かなということで、ちょっと言ってみますので、参考にいただければ幸いです。

「児童・生徒」の「発達段階」の前に、「障害」と入れていただきたいのです。そして「生活経験等」で句読点ですね。そうしますと「児童・生徒の障害、発達段階、生活経験等、」になりますね。続けて「個々の実態に応じたきめ細かな指導が可能となるよう、社会科や家庭科、生活単元学習、作業学習等において消費者教育を支援する」としますと、実際とよく合いますので、書き換えをお願いしたいところであります。

それから丸の二つ目三つ目のところも、「生徒」と記載されていますが、小学部の子達もいますので「児童・生徒」と整えていただきますと非常にありがたいなと思います。

最後に、もう一度 24 ページの「高等学校」に戻ってください。「具体的な取組事項」をたくさんの挙げていただいてありがとうございます。

もし、こういうことも書き加えることができたらということをお願いしますと、例えば高校生には、いじめや困ったこと、悩んだら電話をかけてねという「SOSカード」が配られていまして、たくさんの電話が寄せられています。成年年齢が 18 歳に引下げられますと、高校在学中に成人になってしまいますので、困ったらここに電話してねという「SOSカード」のようなものを「具体的な取組事項」に記載していただきますと、大きなトラブルになる前に弁護士さんに電話をすることができますので、御検討いただければと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。いろいろと参考になる御意見を承ったと思います。特に学習指導要領の実施年度の方はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、「特別支援学校」の書きぶりについては、大変なるほどと思いました。「消費者教育の実施」ではなくて「支援」にするという、なるほどなと思いました。こちらの方も御参考にしていただければと思います。

また、弁護士さんの電話番号を記した「SOSカード」についても御検討いただければと思います。ありがとうございました。事務局の方から何かありますか。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

参考にさせていただきます。

【栗原由紀子会長】

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

及川委員は欠席ということですので、野崎委員お願いいたします。

【野崎和夫委員】

県生協連の野崎でございます。御提案いただきました「基本計画」と「教育計画」でございますが、様々に出された意見を反映していただきまして、本当にありがとうございます。そういう意味では、会議を重ねるごとに良い計画になってきていると思います。その上で、私の方から3点ほど意見と質問をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、「基本計画」の3ページの高齢者の人口についてであります。これについては、高齢者が増えているのではなく、生産年齢人口や若者が減っているところで総人口が減少しておりますので、全体としてどうしていくのかという課題を、人口減少社会という観点から、もう少し記述を追加されたら良いのではないのでしょうか。若い人がなかなかいない中で、見守りの体制をどう作るのか、単純に高齢者が増えているということに対して、どのように対応していくのかを考えておく必要があると思います。

例えば、医療法人等の活動を見ましても、従来は60歳を超えて定年した後は、いろんな活動に参加をしていただいておりますが、今では65歳が基本的に定年となっておりますので、それ以降にいろんな活動に参加していただく事を考えますと、65歳から75歳までのところを「見守る側」、それ以降のところは「見守られる側」として作るのかどうかというところと、「新・宮城の将来ビジョン」の中においても、人口構成をどう捉え、どう対応しているのかが示されていますので、もう少し意識して書いた方が良いのではないかとというのが、一つ目の意見でございます。

それから二つ目でございますが、「消費者被害の防止と救済」については、21ページに様々な提案や活動が書かれ、32ページでは具体的な内容が書かれておりますし、成年年齢引下げについては、教育計画の24ページにポスターを作っていくことや、オンラインの講習会を計画するといったことが計画されているところです。これを確実に執行していくためには、具体的に予算措置をとっていただく必要があると思いました。「新・宮城の将来ビジョン」は2021年から始まりますし、そのあたりを5年間の計画と合わせますと、年度の具体的な課題を設定することが、具体的に進めていく上で、より大事になってくると思います。

それから、三つ目ですけれども、「教育計画」の27ページの「家庭での取組」のところでございます。「成年年齢引下げ」に関しましては、9ページや21、23ページを含めて、家庭での取組が大変重要であるということ、いろんな形で随所にきちんと記述されているのですが、27ページの「金融リテラシー」のところだけが、さらっとしているように感じます。繰り返し書くのかという問題はありますが、前半のページでは、いろんな形で学校からいろんな物を家庭に配り、家庭でも見るように、ちゃんとやりますよと言ってるわけですから、その受け皿になるような記載を少し意識されても良いのではないかと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

野崎委員から御質問と御意見ということだと思えるのですが、特に年度ごとの具体的な取組についての記載をするべきではないかという御意見だと思うのですが、これについて事務局から何か、現時点での御回答を出していただければと思います。いかがでしょうか。

【事務局：消費生活・文化課 川越課長】

年度ごとの計画をあらかじめ盛り込むことは、出来なくはないと思いますが、やはり5年間の計画ですので、大きな方向性を出して、具体的な取組については、それぞれの予算措置をしていく中で、毎年度検討していくという立て付けにしていきたいと思います。

【栗原由紀子会長】

わかりました。野崎委員よろしいですか。

【野崎和夫委員】

5年分全部書けるか書けないかという問題もあるかと思いますが、去年も申し上げてますが、計画してこうやってそれができるといった、いわゆる計画と進行管理の関係が、きちんとセットで検証される形を考えていく必要があるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

【栗原由紀子会長】

ご検討いただければと思います。その他の記載についての御意見等もありましたので、御参考にしていただければと思います。よろしいでしょうか。野崎委員ありがとうございました。

引き続き折腹委員，WEBでの参加ということになりますが，どうぞよろしくお願いいたします。

【折腹実己子委員】

折腹でございます。わたくしは前回欠席をしているのですが、今回、前回の審議会での意見を反映した今回の計画について読ませていただきました。質問が1点と、意見が2点でございます。

まず、計画のところの13ページの1行目で、訂正して書き加えられている箇所でございます。「約170か所の地域包括支援センター及び訪問介護事業所」と記載がされていますが、宮城県内の地域包括支援センターは、130ほどだと思います。また、訪問介護事業所には情報を配信したということですが、訪問介護事業所の数は500以上ありますので、地域包括支援センター及び訪問介護事業所の数が170で良いのかを確認したいと思います。これは質問でございます。

それから、意見ですが、「基本計画」の23ページの「重点的取組」の2つめに「高齢者及び若年者の消費者被害の防止と救済」がありまして、それに関連して、32ページには具体的な施策の内容が書いてありますが、地域包括支援センターなどでは、コロナの影響もありまして、訪問して

相談を受けるということが、今はなかなか出来にくい状況にあります。そのような状況で、障害を持つ方や高齢者の被害を防止したり救済するために、第三者が家庭の中に入って支援している状況があります。高齢者と御家族からの信頼を得て、地域包括支援センターや介護保険の様々な事業所、マネジメント機関であるケアマネージャーであったり、具体的な生活支援のところでは訪問介護や事業所等が、在宅で支援を行っています。特に高齢者が消費者被害に遭いやすい、消費者トラブルに巻き込まれやすいという状況から、地域包括支援センターの職員や、ケアマネージャー、ホームヘルパー、御自宅に上がってケアをしている小規模多機能型居宅介護事業や、看護小規模居宅介護事業、通所介護、通所リハビリ、短期入所等も自宅にお邪魔しますので、高齢者の生活の様子を早期に発見することができる機関をもっと活用して、早期に被害をキャッチするシステムづくりを考える必要があるのではないかと思います。

また、認知力が低下したり、判断力が低下したりしますと、医療との連携も必要になるのではないかと思います。地域包括支援センターは医療連携も行っていますので、何か心配なことがあると、医療ソーシャルワーカーの方から連絡が入ったり、地域の中で連携している状況がありますので、高齢者や障害者をサポートする、その地域の様々な機関とネットワークを結びながら、被害のあった、或いはその防止のために、どんどんいろいろな情報共有や情報提供をして見守り体制を構築し、被害をキャッチするシステム作りを進めていかなければ、なかなか先に進めないのではないかと思いますので、そのようなことも検討していただければと思います。

それから、意見としてもう1点。「教育計画」の27ページの「高齢者・障害者」における障害者に対する消費者教育と、26ページの「地域での取組」における障害者に対する具体的な取組ですけれども、先ほどの野崎委員さんの御発言がありましたように、地域でどのように見守るのか、どう対応するのかを考えた場合、今、コロナの影響がある中で、地域に具体的な情報提供をする活動がないという現実があります。御家族や地域関係者に十分に情報提供が行われているかということ、なかなかそうではない現実があります。27ページの「具体的な取組事項」の二つ目の丸では、「出前講座等でのオンラインの活用を推進する」という記載がありまして、これはどんどんすべきだと思いますが、具体的な効果があるかということ、今の状況ではなかなか難しいと思います。

そこで、この「具体的な取組事項」の一番下に記載されている「地域安全確保連絡協議会」を、市町村ごと、或いはできればもう少し小さな地域ごとに設置をして、さらに促進し、市町村の方々の御理解を得て、地域の中でネットワークづくりをするといったことを、もっと進める必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。質問のあった、地域包括支援センターの事業所の数は正しいのかということについて、今、回答ができるようでしたらよろしく願います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

非常にわかりづらい表現で恐縮なんですけども、こちらは「基本計画」13ページの一行目にあるとおり、毎月消費生活センターで発行しております情報紙「みやぎの消費生活情報」を配信している地域包括支援センターや訪問介護、介護事業者数となっております。より多くのところに配信すべく数を増やす努力はしていますけれども、現在のところ170か所にとどまっているということでございます。ちょっとわかりづらい表記で大変申し訳ございませんでした。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。そのほかにも各地域のいろんな事業所の場所との連携についての御意見をいただきましたので、今一度ネットワークづくり等について御検討いただければと思います。折腹委員よろしいでしょうか。ありがとうございました。

引き続きまして末委員の方からよろしく申し上げます。

【末弘美委員】

宮城県生活学校連絡協議会の末と申します。よろしくお願いたします。

今回いただきました「基本計画」にしましても、「教育計画」にしましても、内容がすごく良く出来ていると思います。目標値など、明確に数字として表記してあって、素晴らしいなと思いつつ見させていただきました。

そのような中で、質問と言えば質問なんですけれども、「基本計画」の5ページで、外国人に関するトラブルが少ないということで、本人に消費者トラブルに遭っているという自覚がないのか、それとも相談窓口を知らないことが原因で、問題が表面化されていないことが考えられるという表記がされています。

挿入されている表を見ますと、左側の「宮城県における外国人宿泊者数」では、平成28年から30年までの2年間の間に倍に増えており、「宮城県内の在留外国人者数」では、平成28年から令和元年までの間に約4600人も増加しておりますので、世界中いろんな方が出入りしていることがよくわかります。

そう考えますと、これだけの表記では対応策がよくわかりません。外国人に関するトラブルが出て来るのは確実だと思いますので、相談窓口を知らせたりといったことが対応策なのかどうかということも含めて、もう少し詳しく具体的な対応策をお聞きしたいなというのが一つです。

それから、質問ではありませんが、「教育計画」の8ページから9ページに記載されている取組で、学校教育における取組や地域における取組が非常に重要であり、それに加えた家庭における取組が基本だと書いてあるのですが、そのような基本の中で、どのように取り組んでいくかということ、県のホームページやラジオといった広報活動や、「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」を展開して、新聞広告やセミナーなどを活用した啓発に取り組んでいると書いてありまして、新聞広告年4回の全面広告及び年間90回の随時広告といった、新聞に関する取組が大きく取り上げられています。

私が最近わかったことは、結構、若者は新聞をとっていない方が多いということです。

先日、子供食堂を行った際に、テイクアウトで牛丼を作ったのですが、英字新聞で作った

エコバックに牛丼を入れて渡したんですけど、若いお父さんがすごく感激して帰っていたんです。子供の小正月行事では、河北新報社の方に毎年取材に来ていただいて新聞に載せていただいているのですけれども、参加した子供たちが新聞をとっていないので見ていないんです。スマホでニュースを見るとい話も聞きました。

そのような中で、啓発活動の内容として新聞を重点的に利用してるとなると、新聞をとっていないと目にすることがないので、もったいないなと思いました。その辺をもう少し考慮した対応策を考えていただけたらと思いました。これは希望です。

以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。そうしましたら、まず外国人への対応について、何らかの計画等の対応があるのかどうかということについて、御回答いただけますか。今、難しいのであれば後でも良いですが。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

はい。先程説明がありましたとおり、外国人が相談する術を知らないのではないかとということもありますので、取り急ぎの対応として、六か国語による、消費者相談のパンフレットを今年度中に作成して、配布しようと考えております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。新聞については、今までの計画に対する取組としての結果ですので、今回の取組のところで新聞を使うってことは特にはないんですけれども、あまり新聞には頼らない方がいいよという御意見だったと思います。取組の仕方についてはこれから御検討いただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

説明させていただきますと、やはり家庭での取組となると、未成年者や高齢者への取組になると思いますが、高齢者の取組としては、新聞は一定の効果があると思います。先生がおっしゃったように、若年者はSNS等を活用しますけれども、高齢者対策としては、新聞もある程度の効果があるのではないかと思いますので、御理解いただきたいと思います。

【栗原由紀子会長】

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。
引き続き玉手委員の方からよろしくお願いします。

【玉手富美子委員】

消費者団体連絡協議会の玉手です。この度は「基本計画」、そして「教育計画」の中間案を作成していただきましてありがとうございます。

質問ではないのですが、高齢者として、エンカル消費については、心がけたいけれども推進が難しいと感じています。商店の中に全国の商品がたくさん並んでありますが、障害のある人の商品や支援に繋がる商品はあまり数がないんですね。取り扱っているお店も少ないので、それが逆転して、もう少し品数が増えると購入する機会も増えるのではないかと思います。

それと、もう1点、キャッシュレスとか、ペーパーレスとか、デジタル化とか、これから年々進む現代で、私たちは一体何を習得して、どのように消費生活を送れば良いのかなと思いますので、学習会などを実施して教えていただければありがたいと思っています。

以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。御意見と御提案という形でよろしかったと思います。もっと高齢者に対するデジタルに関する教育等について、県が御検討いただければと思います。

引き続きまして櫻井委員、どうぞよろしくをお願いします。

【櫻井やえ子委員】

私は一般の消費者として参加しておりますが、本日の資料を読ませていただきまして、とてもわかりやすく作成されており、良い計画案だなと思って見させていただきました。

「教育計画」の第3章「消費者教育推進の基本方針」の中で、「成年年齢引下げを見据えた学校教育期における消費者教育の充実」を取り入れられたのが良かったなと思います。私も以前から何度か気にしておりましたので、これをきちんと数多く入れてもらったのが良かったと思っています。

また、高齢者に関しても、まだまだ減らないオレオレ詐欺等についても、被害に遭わないように念入りに取り入れられておりました。まだまだ無くならないようですので、継続すべき案件だと思います。

それから28ページの「具体的な取組事項」において、新入社員等を対象とした研修うんぬんがあって、最後の方に情報提供するって書いてありますけれども、情報提供することに伴い、私たち消費者としても、知る権利もあるのかなと思います。重複する部分もあろうかと思うんですけども、生活の基本的ニーズが保障される権利や、安全である権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を反映される権利、保障を受ける権利、消費者教育を受ける権利、健全な環境の中で働き生活する権利等も、少し考えてみてはどうかと思いました。素晴らしい計画書はできていますけれども、感じた部分を言わせていただきました。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

御意見をいただいたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

まず基本に立ち返ってもう一度考えてみようということだったかと思いますので、どうぞもう一

度最終案を作る時に、御検討いただければと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、白鳥委員、御意見よろしく申し上げます。

【白鳥裕之委員】

はい。今回この「基本計画」と「教育計画」を拝見させていただきました。まとめていただいて大変お疲れ様でございました。非常にわかりやすく素晴らしくなってきたということを感じております。

私の場合は、事業者側ですが、こういったことに取り組んで、しっかり消費者を守っていくということは大事な事だと改めて感じてます。

その中で、先程佐藤先生の方からもお話あったのですが、「基本計画」の14ページの新型コロナウイルスについてですけれども、「自然災害等の発生時には、消費者が的確な」とありますが、現状の地域経済を見ていると、自然災害と新型コロナウイルスはかなり違ってきます。

自然災害の時には、なかなか電気が通じない等、外的な災害によっていろんなことを経験するのですけれども、経験したこともない新型コロナウイルスについては、企業にとってかなり大きく、経済活動も出来ていないため、消費者に的確な消費行動をしていただかないと地域の経済も駄目になるところもあり、逆に、消費者にとってもマイナスになることもあります。

情報の出し方をうまくしないと、消費者が買わない等の経済活動をしないことによって、地域の小さなお店がどんどん無くなってしまうので、その辺の情報の発信の仕方を上手くしていかないと、逆に今度消費者に不利益になって帰ってくることも非常に多いなと思います。もう、ここ六ヶ月くらい、コロナウイルスによって皆さんの生活が変わってきているので、企業も体力勝負です。もうちょっと続いたら相当、各企業が継続していくのが辛くなる状況にありますので、ここは重く対応しながら表記をし、そこを考慮した情報の出し方もしないと、逆に今度は消費者自身に不利益がでることになりかねません。

コロナウイルスもなかなか先が見えませんが、もうちょっと続くのかもしれない。騙されるとかそういった被害は確かに歴史もあるはずで、いろんなものがあるんでしょうけども、そこもうまく考えながら、経済をまわしていけるような情報の発信の仕方をしていくことを少し加えるべきかなと考えましたので、自然災害と今回のコロナウイルスは、実はかなり違うのかなと思います。その辺を少し取り上げていただいたらどうなのかなと感じました。

以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。そうしましたら4ページの自然災害と新型コロナウイルスのところと同列というか、一緒に検討されてる部分がありますので、もう少し考えて検討していただければと思います。ありがとうございました。

引き続き高橋委員、どうぞよろしく申し上げます。

【高橋竜彦委員】

はい。東北電力の高橋でございます。私からも、各委員の皆様から出された意見が反映された今回の案になっておりますことに、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私の方からは、質問を1点と意見を何点か申し上げたいと思います。

まず質問ですが、資料で言いますと、「資料3」の「基本計画」4ページ「(4) 訪日外国人等の増加」という項目についてでございます。これにつきましては、先ほどから何点か御意見等が出ていますけれども、観光等を目的に本県を訪れる外国人と県内に居住する外国人が増加しているとして、具体例として、観光目的で県内を訪れた外国人の方のグラフを記載しているということは、この県内にお住まいの方のみならず、一時滞在で旅行に来られた方の相談についても、消費者センターで受け付ける取扱いなのかどうかはわからなかったもので、その取扱いについてお伺いをしたいと思います。

それから別途意見として準備してきたものが、事前にいただいた資料では、外国人宿泊施設の宿泊数のグラフしかなかったものですから、県内に居住している外国人数の推移のグラフも併せて記載してはどうかという意見を手持ちで持ってきたのですが、差し替えの資料でそのところは新たに取り入れられておりましたので、ありがとうございました。

これに関連して7ページから10ページにかけて相談件数の状況が記載されておりますけれども、この訪日外国人等の増加という記載を受ければ、課題認識が極めて少ないということでありまして、外国人の方々からの相談件数もデータとして記載した方は良いのではないかと思います。

前回の審議会において、外国人の方々からの相談件数何件ですかという質問があつて、年間3件程度というお答えがあつたので、数字としてはわかつたのですが、この少ない3件という数字を、この資料にそのまま載せるかどうかというところは判断出来かねるので、検討をいただければと思います。

それからもう1点だけ、同じ「資料3」の「基本計画」14ページです。先ほどからいろんな御意見が出ておりますけれども、「頻発する自然災害、新型コロナウイルスに対応した消費者施策の展開」についてです。

この計画そのものが中長期計画ということ踏まえますと、例えば今回は新型コロナウイルスの感染が拡大しているということですが、今後、この変化の中で、どんな未知なる感染症が流行するのか、そういう可能性も否定できないということもありますので、新型コロナウイルスに特化して記載するのではなく、例えば、本文中段の「新型コロナウイルス感染症は未だ収束がみえない状況にあります」という文章の中に、「また、未知なる感染症の発生による相談も懸念される」といった、何かその新型コロナウイルス以外の感染症が発生した場合の対応を考えているのだといった表現を入れるべきかどうかということです。

これは、そうしなければならぬということではなくて、そういった必要があるのかどうかということ、最終案を作る時に併せて検討をお願いできればなと思っております。

私からは以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

そうしましたら一つご質問があったかと思うんですが、宿泊されている外国人からの相談というものを、そもそも受け付けているのかについて、どうでしょうか。

【事務局：消費生活・文化課 三浦消費者相談専門監】

はい。旅行者であっても対応しております。

【栗原由紀子会長】

よろしいでしょうか。

【高橋竜彦委員】

はい。

【栗原由紀子会長】

そのほか様々なご意見等ありましたので、よろしくお願いします。

続きまして渡邊委員，どうぞよろしくお願いします。

【渡邊正明委員】

東北経済産業局の渡邊です。宮城県さんの具体的な取組が非常にわかりやすくなっていると思っております。また、行政として一言だけ申し上げますと、「基本計画」の第5章の「計画の推進体制と進行管理」のところですけれども、行政としても推進体制が非常に大事だなと考えておまして、計画期間が5年間と比較的長いので、計画の管理というところをしっかりと、やっていく必要があるのかなと感じました。私からは以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。御参考にしていただければと思います。

時間になりましたので、御質問等のある方がまだいらっしゃるかもしれませんが、本日予定しておりました審議は以上とさせていただきます。議題につきましては本日の委員の皆様の御意見等を踏まえて、引き続き事務局で御検討していただきたいと思っております。

他にまだご意見等があります場合は、9月末までに事務局宛てに書面やメール等で御提出いただければと思います。

また、資料6の「策定スケジュール」を御覧になっていただければと思うんですが、今回は、両計画の策定に向けた最後の審議会となります。事務局においては、「最終案」の作成について、どうぞよろしくお願いいたします。議事進行への御協力ありがとうございました。

それでは進行役を事務局へお渡しいたします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木課長補佐】

はい。栗原会長，議事進行ありがとうございました。

本日の次第は以上となりますが，委員の皆様から何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは，以上をもちまして，令和2年度第2回消費生活審議会を閉会させていただきます。

なお，次回の審議会は，12月下旬から1月上旬の開催を予定しております。長時間にわたり御審議を賜り，誠にありがとうございました。